

「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」制度に係る 登録事前説明会

金融庁総合政策局リスク分析総括課
暗号資産・ブロックチェーン・イノベーション参事官室

1. 「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」
制度の概要
2. 申請にあたっての留意事項
3. 質疑応答

1. 「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」
制度の概要
2. 申請にあたっての留意事項
3. 質疑応答

制度概要(電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の創設)

- 暗号資産交換業者又は電子決済手段等取引業者と利用者との間での取引の媒介のみを行う者について、**新たに「仲介業」を創設し**、登録制とする。【改正資金決済法第3章の4】
- 暗号資産交換業者又は電子決済手段等取引業者の**委託を受けず**に行う媒介を業として行う場合、暗号資産交換業又は電子決済手段等取引業の登録が必要となる点に留意。
- 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業制度の特徴
 - **特定の暗号資産交換業者等**のために仲介を行う**所属制**を採用。【改正資金決済法第63条の22の3第1項第7号等】
 - **利用者への説明義務**や**広告規制**について、暗号資産交換業者等と同様の規制を設ける。【改正資金決済法第63条の22の12、第63条の22の15】
 - 利用者資産を預からないため、**財務要件**は課さない。【改正資金決済法第63条の22の5、第63条の22の13】
 - **マネー・ローンダリング規制**は、暗号資産交換業者等に義務付けられているため、仲介業者には課さない。
- 媒介のみを行う者に対して、**過不足のない規制を適用することによって**、事業者がサービスの提供を行いやすくなる。

制度概要(例：暗号資産交換業に関する規制との比較)

○ 登録要件の例（下線を付したものは仲介業者には適用されない）：

- 株式会社要件
- 財務要件（資本金1,000万円以上、純資産額が負の値でないこと）
- 体制整備義務

○ 「暗号資産交換業」に適用される行為規制の例（下線を付したものは仲介業者には適用されない）：

- 広告規制、説明義務
- 適合性原則に基づく利用者情報管理
- マネー・ローンダリング規制（本人確認義務等）
- 分別管理（コールドウォレット管理）
- 帳簿管理
- システムリスク管理
- 委託先管理

※ 監督上の着眼点は事務ガイドライン（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業）に記載。

「媒介」の概念について（基本的な考え方）

- 「媒介」 = 「他人の間に立って両者を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為」
 - ➔ 事務ガイドラインの記載に照らして、**個別事例ごとに、暗号資産の売買等の「媒介」該当性を判断**

- **特定の者に対して（暗号資産の売買等を内容とする）契約の締結に向けた誘引行為を行っている**と評価できるか
 - ➔ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業における「媒介」該当性の判断においても妥当する。

- 例えば、以下のような行為を第三者のために行う場合、原則として、「媒介」に該当する。
 - ① （暗号資産の売買等を内容とする）**契約の締結の勧誘**
 - ② （暗号資産の売買等を内容とする）**契約の締結の勧誘を目的とした商品説明**
 - ③ （暗号資産の売買等を内容とする）**契約の締結に向けた条件交渉**

「媒介」の概念について（事務ガイドラインの記載の改正内容）

○ 各事務ガイドラインに以下の記載が追加(下線は作成者)

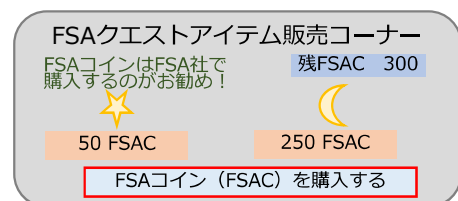
「事業者（オンラインゲーム等のサービスを提供する事業者を含む。）が、自らのサービスの顧客を暗号資産交換業者に送客する場合（送客元のサービスに係る画面上で暗号資産の取引の機会を提供する場合を含む。）において、提供される暗号資産の取引の相手方が暗号資産交換業者であること及び当該取引等に係る説明等が当該暗号資産交換業者により提供されるものであることがあらかじめ明示されている場合には、当該事業者において、独自に、取引に係る情報の追加、説明内容の加工、暗号資産の取引の勧誘・推奨・説明又は取引の成立に向けた条件交渉を行わないなど、暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価されない限りにおいて、暗号資産の売買等の媒介に至らない行為といえる。」

➡ 画面遷移の有無は「媒介」該当性を判断する際の一要素に過ぎないことから、**特に画面遷移が行われずに取引の機会が提供される場合**を念頭に、暗号資産等の売買等の媒介該当性の判断基準を一層明確化する趣旨で、上記記載を追加。

想定されるサービス類型

【事例①：ゲーム会社による暗号資産の売買等の媒介のイメージ】

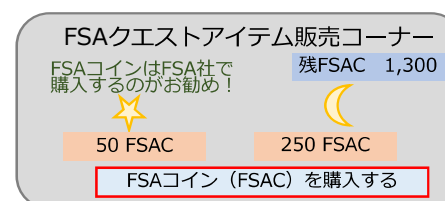
①ゲーム会社は、ゲーム内のアイテム購入に必要な暗号資産を特定の暗号資産交換業者から購入するよう勧誘



②利用者が、ゲーム会社経由で暗号資産交換業者に対して暗号資産を注文



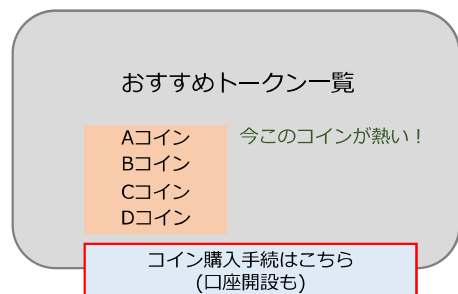
③暗号資産の購入完了



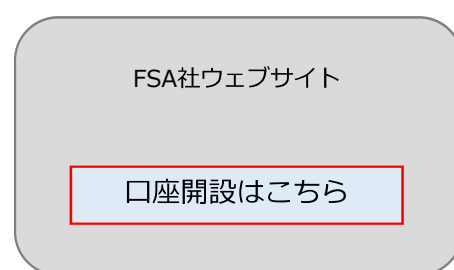
(※) FSA社は、登録済みの暗号資産交換業者

【事例②：アンホステッドウォレット内での暗号資産の売買等の媒介のイメージ】

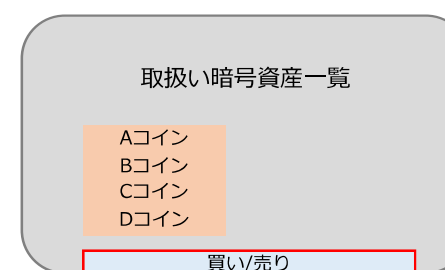
①アンホス内で、利用者に対し、お勧めの暗号資産を提示し、特定の暗号資産交換業者のウェブサイトへ遷移



②暗号資産交換業者のウェブサイトにおいて、暗号資産取引のための口座開設を行う



③口座開設後、暗号資産交換業者のウェブサイトにおいて、暗号資産の売買等を行う。



(※) アンホスにおいて、利用者の個人情報や注文に係る情報を自社のアプリサーバーに保存し、その情報を分析して利用者の傾向・好み等の情報から利用者にお勧めの暗号資産を提示することも想定される

(※) 口座開設後は、アンホスから直接注文できるパターンも想定される

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に求められる体制

○ ビジネスモデルに応じた実効的な経営管理体制の必要性

➔ **内部管理責任者**、営業責任者の設置。実効的な内部監査態勢の構築(**所属業者による外部監査の利用も可**)。

○ 業務の適切な運営に向けた行為規制遵守対応

➔ 例えば、以下を含む行為規制を遵守するための対応方針について説明を求める(**所属業者との連携により行為規制に対応することも許容される**)。

(注) 特に対面での積極的な勧誘が予定されている場合には、不適當な勧誘が行われないような業務運営態勢が構築されているかを含め、利用者保護の観点から、金融事業者として利用者に対して誠実かつ公正な業務遂行がされるかを確認する。

- 広告規制 (原則、暗号資産仲介行為に限る)
- 利用者管理態勢(適合性原則)
- 電子決済手段関係情報、暗号資産関係情報の適切な管理態勢
- 利用者保護措置等(利用者に対する情報提供義務)
- 不公正取引等の防止措置
- 帳簿書類の作成・保存義務
- 苦情等対処
- システムリスク管理

自主規制機関への加入

所属業者側

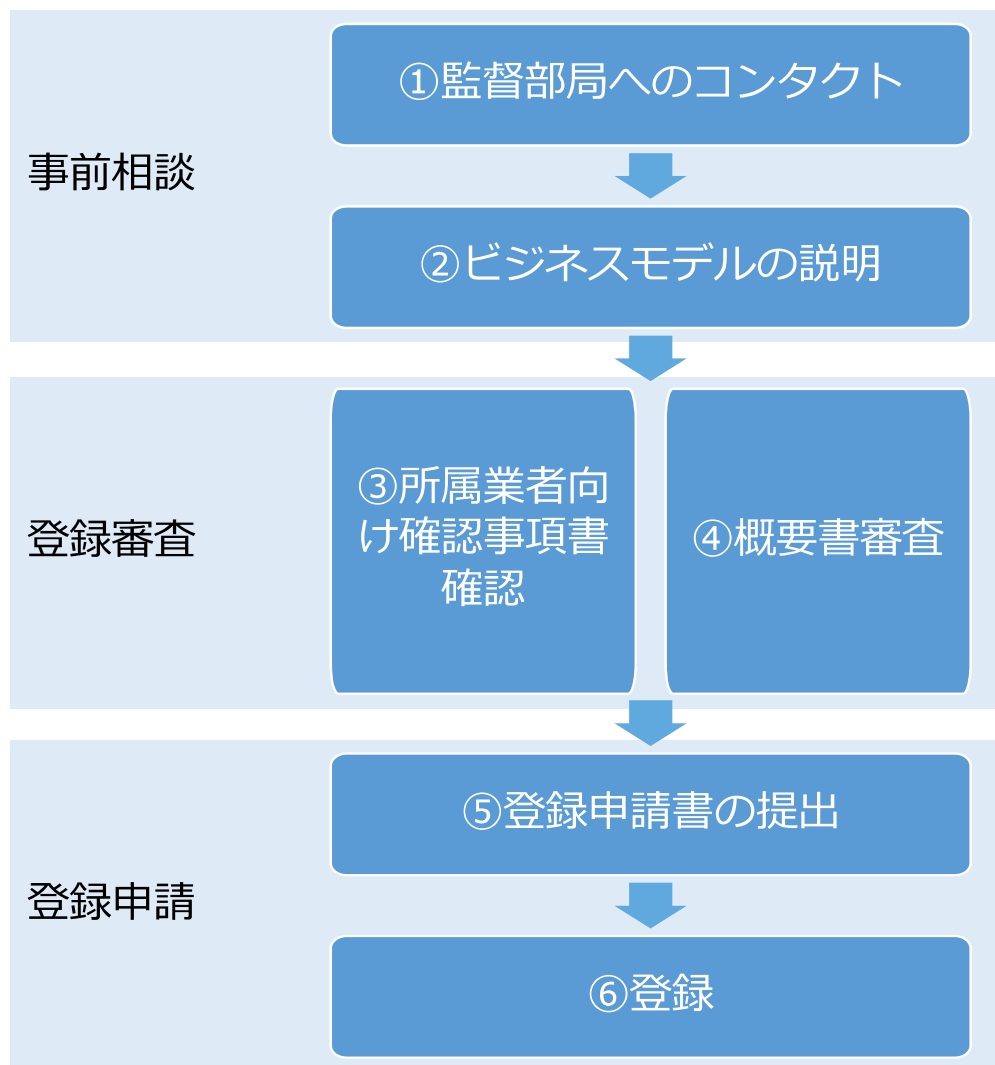
- 法令上、所属業者は、認定資金決済事業者協会(自主規制機関)に加入済の法人に限定されている。
- 所属業者は、自主規制機関の自主規制規則(所属業者向け)を遵守することが求められる。
- ➔ 所属業者向け規則には、仲介業者の指導・監督を行うにあたっての必要な措置等(委託契約で規定すべき事項を含む)が定められる予定。

仲介業者側

- 法令上、仲介業者の認定資金決済事業者協会(自主規制機関)への加入は任意とされている。
- 自主規制機関は、仲介業者向けの自主規制規則を策定予定(仲介業者による自主規制機関への任意加入が可能)。
- ➔ 加入した仲介業者は自主規制機関の自主規制規則(仲介業者向け)を遵守することが求められる。仮に、加入しない場合でも、自主規制規則(仲介業者向け)に準ずる内容の社内規則の作成、当該規則を遵守するための体制が整備されていることが必要。

1. 「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」
制度の概要
2. 申請にあたっての留意事項
3. 質疑応答

登録までの手続きの流れ



仲介業登録をお考えの事業者（以下「仲介業者」）は、まずは所属業者にご相談ください。そのうえで所属業者より所属業者監督部局（所管財務局等）にご一報ください。

所属業者より所属業者監督部局に、別途送付する様式に沿った概要書ドラフトをご提出ください。予定しているビジネスモデルの概要について説明いただきます。

所属業者監督部局及び仲介業者監督部局が、提出書類に基づき所属業者、仲介業者それぞれの態勢整備の状況等を確認いたします。適宜質問、追加資料の提出依頼等をいたします。

金融庁電子申請・届出システムにて申請いただきます。

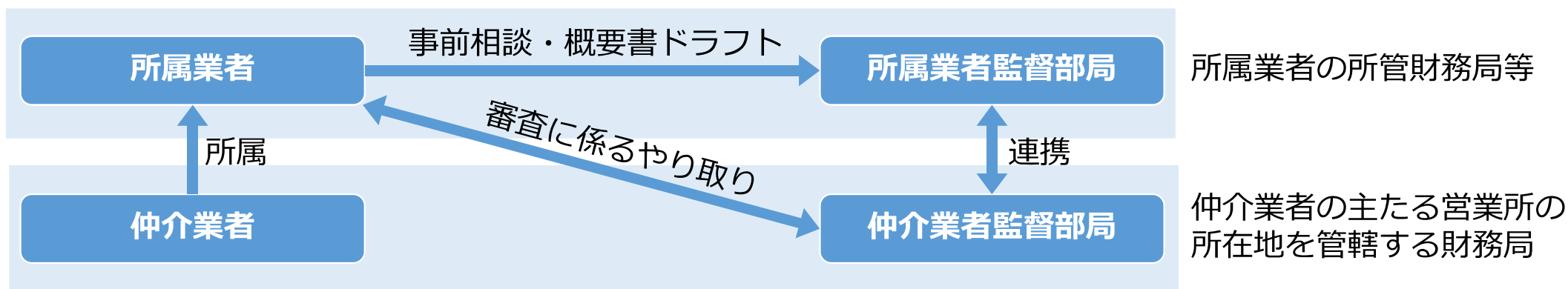
事前相談について

- 事前相談は、仲介業者の想定している事業スキームや組織体制等のビジネスモデルについて確認するとともに、法令・事務ガイドラインとの整合性や提出書類の内容等について事前に確認を行うことを目的として行います。
- 所属業者及び仲介業者より、概要書のドラフト及びビジネスモデルの説明資料（様式任意）に基づきビジネスモデルについて説明いただきます。
- 仲介業者は、ビジネスモデルや資料の作成等について、まずは所属業者とよくご相談ください。
- 所属業者から所属業者監督部局（所管財務局等）に事前相談を行ってください。

代理申請

- 登録申請については、所属業者が代理申請（概要書、申請書の作成・提出・補正等）を行うことが可能です。

代理申請フロー



所属業者向け確認事項書について

- 初めて所属業者となる場合、所属業者が仲介業者を管理・監督できる体制が構築されているかを確認します。
- 所属業者向け確認事項書を所属業者監督部局に提出いただきます。

所属業者向け確認事項

1. 当社の経営状況と電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の位置づけ
2. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業制度を積極的に活用し、業務拡大を行う目的は何か。（営業形態の多様化、地方における利用者の開拓、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の持つ利用者の取り込み等）
3. 将来的な業務展開は、どの程度の規模を考えているか。（委託業者数、展開区域等）
4. 今後、どのような業態の者と委託契約を締結しようと考えているか。（事業内容、選定基準、募集方法等）
5. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対する当社のチェック体制は、どのようになっているか。（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業担当部署の設置【設置場所、規模】、監査体制【内容、頻度】、法令遵守に対する指導【研修内容、頻度】など）
6. 法定帳簿（業務に関する帳簿書類）は、どのように作成させるのか。（記載事項の確認、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者への指導など）
7. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による各種義務（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業府令第64条に規定する届出書の提出を含む。）の履行の実効性を高めるための方策・体制は、どのようになっているか。
8. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対してどのような法令違反防止措置を講じるのか。

所属業者に求められる法令違反防止措置

- 「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保する責任は、第一義的には所属電子決済手段等取引業者等が果たさなければならない」（事務ガイドライン「18 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者関係」）
- 上記趣旨を踏まえ、仲介業者に対する法令違反防止措置として事務ガイドライン記載の項目（下記）を確認いたします。

事務ガイドライン「16. 暗号資産交換業者関係」Ⅱ-2-3-3-3

(1) 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の法令違反の防止に係る留意事項

- ① 利用者属性等の的確な把握及び利用者情報の管理の徹底
- ② 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の取引勧誘実態の把握及びその適正化
- ③ 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の法令遵守意識の徹底

事務ガイドライン「17. 電子決済手段等取引業者関係」Ⅱ-2-3-3-3

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の法令違反の防止措置

- ① 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の法令遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の法令遵守意識の向上に努めているか。
- ② 管理担当部門においては、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対する各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直しする等、その実効性を高めるよう努めているか。

概要書審査について

※ 概要書の作成に際して、円滑な審査の観点から、所属業者の代理対応をお願いします。
所属業者は、仲介業者の行おうとする業務を詳細に聴き取りし、概要書に記載してご説明ください。

1 当社の概要

- ・ 業務開始予定日
- ・ 役員・主な株主
- ・ 所属電子決済手段等取引業者等名及び当該業者との関係
- ・ 決算月・協会への加入予定の有無

・ 仲介業者の役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を行っているときは、役員の氏名又は名称並びに当該他の法人の商号若しくは名称及び事業の種類又は行っている事業の種類を記載してください。
・ 所属電子決済手段等取引業者等名を明示してください。

2 申請の概要

- ・ 参入目的
- ・ 事業計画・収支計画等

・ 仲介業者の申請する業務に関連する他の業種での実績等があれば、具体的に説明してください。

3(1) 業務の内容

- ・ 申請する業務
- ・ 業務区域
- ・ 業務の形態（対面又は非対面）
- ・ 営業所等の形態（有人・無人）

・ 仲介業者がインターネット又はスマホアプリにより勧誘等を行う場合には、ウェブサイトやアプリの画面イメージ案及び画面の遷移案を添付してご説明ください。

3(2) 業務の方法

- ・ 顧客層、開拓方法
- ・ 口座開設、商品の勧誘、媒介の方法
- ・ 顧客への明示義務の履践方法

・ 仲介業者がどのような顧客層をターゲットにするのか、どのようにして顧客を開拓するのか、ご説明ください。
・ 口座開設、商品の勧誘、媒介の方法について、仲介業者のどの部署がどのようなプロセスを経て行うのか主なフローについて説明してください（フロー図を作成）。

概要書審査について

- ※ 概要書の作成に際して、円滑な審査の観点から、所属業者の代理対応をお願いします。
所属業者は、仲介業者の行おうとする業務を詳細に聴き取りし、概要書に記載してご説明ください。

4(1) 経営管理

- ・ 人員の配置、組織体制（営業開始時の部署ごとの責任者名及び配置員数を記載した組織図を添付）
- ・ 営業責任者及び内部管理等の責任者の知識・経験

・ 仲介業者の業務の適正かつ確実に遂行する体制、法令を遵守する体制が整備されていることが判断できるよう、行おうとする業務に関連する役職員の知識・経験について具体的に記載することが重要です。

4(2) 業務の適切性

(事務ガイドラインⅡ-2)

・ 仲介業者の各業務について、社内規則に基づき、どの担当部署がどのようなプロセスを経て行うのか、所属業者の関与にも触れつつ、主な業務フローについて説明してください。

5 所属業者による チェック体制

- ・ 利用者管理状況
- ・ 勧誘実態
- ・ 法令遵守状況

・ 所属業者が、当該仲介業者の業務の適正かつ確実な遂行が確保されているかをどのようにチェックするかご説明ください。

6 特記事項

(自由記載)

・ 今後、仲介業者が増資を予定している場合など、変更を予定している事項を前広にご記載ください。

所属電子決済手段等取引業者等に対する確認事項

「所属業者向け確認事項書について」(P14)をご覧ください。

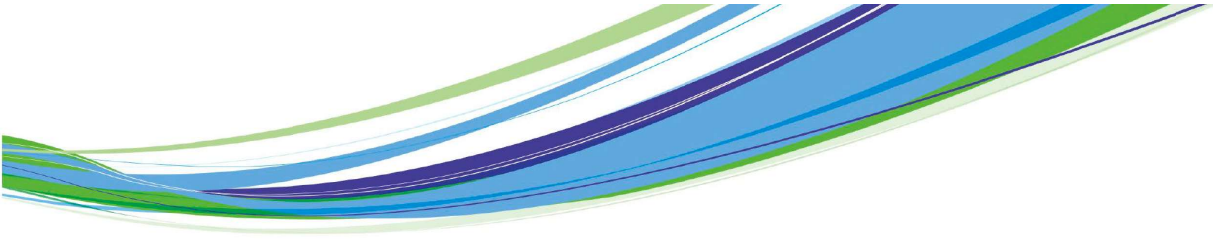
- 令和7年資金決済に関する法律の一部を改正する法律 国会提出法案
(第217回国会)
<https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>
金融庁ウェブサイト> 法令・指針等> 国会提出法案等
- 令和7年資金決済法改正に係る政令の公布及びパブリックコメントの結果等について (令和8年5月22日公表)
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20260522/20260522.html>
金融庁ウェブサイト> 報道発表資料

所属業者以外からの問合せ及び登録に関する相談先

金融庁 総合政策局リスク分析総括課 暗号資産モニタリング室
電話番号：03-3506-6713（直通）
E-mail：shikinkasou@fsa.go.jp

※ 所属業者につきましては、所管財務局等にお問い合わせください。

1. 「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」
制度の概要
2. 申請にあたっての留意事項
3. 質疑応答



本日の説明は以上となります。

